



横田会長

総会概要報告

令和三年度一般社団法人高崎法人会定時総会を、去る五月二十六日(水)午後三時より、ホテルグランビユー高崎にて開催し、下記の議案及び報告事項が承認、報告されました。

挨拶の中で横田会長は、コロナ禍の中、法人会活動にも大きな困難と課題があるが、ワクチン接種等での改善を期待し、皆様と協議をして活発な活動の準備を整えていきたい。

また、国に対しても、コロナ禍を踏まえた税制提言をしていきたいと述べました。

- 議案を承認
  - 議案第一号 令和二年度収支決算承認の件
  - (令和二年度収支決算に関する監査報告)
  - 議案第二号 任期満了に伴う役員改選の件
- 報告事項
  - ①令和二年度事業報告
  - ②令和三年度事業計画及び収支予算
- 表彰等
  - 議事終了後、表彰式が行なわれる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より中止とし、役員功労者表彰、組織充実功労地区会表彰、組織充実功労者表彰、厚生制度推進功労者感謝状贈呈、優良経理担当者表彰受賞者等が紹介されました。
  - また、高崎税務署長より高崎税務署長感謝状、高崎行政県税事務所より、高崎行政県税事務所長感謝状の贈呈も紹介されました。
  - 当総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、下記を執り行いました。

藤直行氏(青年)、梁瀬剛氏(税理士会)の17名です。新任監事は、有田大輔氏(税理士会)となります。

議事終了後、直ちに臨時理事会が開催され、横田貞一理事が会長に、他12名が副会長に選任されました。再任・役職変更等につきましてはHPにて役員名簿をご確認ください。



会場入り口及び受付での検温

- ・来場者のマスク着用依頼
- ・手指のアルコール消毒
- ・受付人員のフェイスシールドの着用
- ・ソーシャルディスタンスの保持

※議案の概略については三・四頁参照。

※皆様にご承認いただきました議案及び報告事項につきましては、高崎法人会ホームページの情報公開資料のページにて適宜掲載してまいります。

8月

- 8月10日
  - 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 8月31日
  - 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
  - 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
- 8月中において都道府県の条例で定める日
  - 個人事業税の納付(第1期分)
- 8月中において市町村の条例で定める日
  - 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

7月

- 7月12日
  - 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月12日までに納付)
- 7月15日
  - 所得税の予定納税額の減額申請
- 8月2日
  - 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
  - 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
- 7月中において市町村の条例で定める日
  - 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

※ 税理士法施行70周年  
 昭和26年6月15日公布  
 昭和26年7月15日施行

9月

- 9月10日
  - 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 9月30日
  - 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

目次

税務カレンダー	1	会員企業紹介・新会員・部会員紹介	17
令和3年度定時総会概要報告	2	最近の話題から	
春の表彰受賞者紹介	5	70歳雇用時代に必要な世代間「雑談力」	19
令和4年度税制改正に関する提言	6	中小企業こそオンライン採用活かせ	20
健康情報		税理士会コーナー	
『終息しないコロナ禍で注目される「免疫力」とは』	9	事業再構築補助金	21
経営のヒント		経営寸話【税理士 福田典宏】	22
コロナ禍を生き抜く経営ヒント	10	税務署コーナー	
中小企業のDX(デジタルトランスフォーメーション)	11	インボイス制度の登録申請について	23
小学生の税に関する絵はがきコンクール優秀賞・女性部会賞作品紹介	13	納税証明書のネット請求について	25
部会だより	15	お知らせ・表紙説明	26
地区会だより	16		

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

**DAIDO 大同生命保険株式会社**

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5  
 (大同生命前橋ビル4F)  
 TEL 027-223-5260

企業のために、  
 経営者とともに。

表彰・感謝状  
受賞者紹介

◎役員功労者表彰(5名)

神澤利之(高崎)、中沢志光(高崎)、蜂巣新一(渋川)、萩原哲也(松井田)、田村真樹(新町)

◎組織充実

功労地区会表彰(1地区会) [5年連続70%台維持] 伊香保地区会

◎組織充実功労者表彰(3名)

[2年連続3社以上] 高橋正光(税理士会) [3社以上]

◎厚生制度

推進功労者感謝状(8名) 千明悦子(大同生命)、寺澤徹(AIG)、犬飼雅道(アフラック)、黒澤眞里子(地区会別・五〇音順 敬称略)

◎優良経理担当者表彰(9名)

(アフラック)、須永貴夫(アフラック) [特別表彰]

◎一般表彰

多田智子(高崎)、多胡三智子(高崎)、羽鳥和佳(高崎)、蜂巣和美(渋川)、菊地とく代(榛名)、中島和也(箕郷) 黛舞子(高崎)、吉澤沙夢(高崎)、関口恵子(安中)



令和3年度収支予算書  
—令和3年4月1日～令和4年3月31日—

(単位：円)			
科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,000	5,000	0
特定資産運用益	5,000	5,000	0
受取会費	28,800,000	29,100,000	△300,000
事業収益	890,000	890,000	0
受取補助金等	17,413,400	18,038,800	△625,400
受取負担金	8,750,000	11,100,000	△2,350,000
雑収益	1,290,000	1,160,000	130,000
【経常収益計】	57,213,400	60,298,800	△3,085,400
(2) 経常費用			
事業費	55,437,400	56,718,000	△1,280,600
(税の啓発活動事業)	7,920,000	7,770,000	150,000
(税務経営支援事業)	160,000	160,000	0
(地域社会貢献事業)	3,420,000	3,710,000	△290,000
(会員増強事業)	530,000	490,000	40,000
(会員支援事業)	800,000	740,000	60,000
(地区会・部会支援事業)	19,100,000	20,010,000	△910,000
(按分共通費用)	23,507,400	23,838,000	△330,600
管理費	8,812,600	8,902,000	△89,400
【経常費用計】	64,250,000	65,620,000	△1,370,000
【当期経常増減額】	△7,036,600	△5,321,200	△1,715,400
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△7,036,600	△5,321,200	△1,715,400
【一般正味財産期首残高】	47,708,047	37,580,824	10,127,223
【一般正味財産期末残高】	40,671,447	32,259,624	8,411,823
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,887,300	16,204,400	△317,100
一般正味財産への振替額	△15,887,300	△16,204,400	317,100
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	40,671,447	32,259,624	8,411,823

貸借対照表  
—令和3年3月31日現在—

(単位：円)			
科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	23,141,135	13,831,882	9,309,253
前払金	75,920	124,140	△48,220
流動資産合計	23,217,055	13,956,022	9,261,033
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	7,000,000	7,000,000	0
基本財産合計	7,000,000	7,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	700,945	700,885	60
周年行事引当資産	4,567,839	4,567,452	387
退職給付引当資産	6,612,492	6,111,973	500,519
財政調整引当資産	5,500,000	5,000,000	500,000
地区会・部会引当資産	4,585,827	4,287,253	298,574
特定資産合計	21,967,103	20,667,563	1,299,540
(3) その他固定資産			
什器備品	73,446	119,762	△46,316
電話加入権	155,784	155,784	0
保証金	2,299,000	2,299,000	0
その他固定資産合計	2,528,230	2,574,546	△46,316
固定資産合計	31,495,333	30,242,109	1,253,224
資産合計	54,712,388	44,198,131	10,514,257
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	391,849	505,334	△113,485
流動負債合計	391,849	505,334	△113,485
2. 固定負債			
退職給付引当金	6,612,492	6,111,973	500,519
固定負債合計	6,612,492	6,111,973	500,519
負債合計	7,004,341	6,617,307	387,034
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	47,708,047	37,580,824	10,127,223
一般正味財産合計	47,708,047	37,580,824	10,127,223
(うち基本財産への充当額)	(7,000,000)	(7,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(15,354,611)	(14,555,590)	(799,021)
正味財産合計	47,708,047	37,580,824	10,127,223
負債及び正味財産合計	54,712,388	44,198,131	10,514,257

令和2年度正味財産増減計算書  
—令和2年4月1日～令和3年3月31日—

(単位：円)			
科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	595	595	0
特定資産運用益	1,229	1,189	40
受取会費	27,622,000	28,295,000	△673,000
事業収益	500,000	900,500	△400,500
受取補助金等	18,188,800	19,192,600	△1,003,800
受取負担金	2,257,000	9,868,140	△7,611,140
雑収益	118,260	1,047,133	△928,873
【経常収益計】	48,687,884	59,305,157	△10,617,273
(2) 経常費用			
事業費	33,499,931	52,125,698	△18,625,767
(税の啓発活動事業)	6,156,676	6,863,644	△706,968
(税務経営支援事業)	158,400	155,520	2,880
(地域社会貢献事業)	613,313	3,669,101	△3,055,788
(会員増強事業)	404,386	498,743	△94,357
(会員支援事業)	79,681	1,327,029	△1,247,348
(地区会・部会支援事業)	3,122,593	17,062,660	△13,940,067
(按分共通費用)	22,964,882	22,549,001	415,881
管理費	5,060,730	8,164,653	△3,103,923
【経常費用計】	38,560,661	60,290,351	△21,729,690
【当期経常増減額】	10,127,223	△985,194	11,112,417
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	10,127,223	△985,194	11,112,417
【一般正味財産期首残高】	37,580,824	38,566,018	△985,194
【一般正味財産期末残高】	47,708,047	37,580,824	10,127,223
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	16,204,400	17,058,700	△854,300
一般正味財産への振替額	△16,204,400	△17,058,700	854,300
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	47,708,047	37,580,824	10,127,223

「生きる」を創る。 **Aflac** 法人会がん保険制度 法人会医療保険制度

アフラックは、1983年より「法人会福利厚生制度」を受託しています。あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

群馬支社 〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F 法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505 ※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る! **法人会のビジネスガード Business Guard**

AIG損害保険株式会社 群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る医療補償 **ハイパーメディカル** 業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の上乗せ補償 **ハイパー任意労災** 業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

# 春の表彰等受賞者紹介

（本年度春の表彰等の荣誉に浴された役員の皆様を）紹介いたします。  
（敬称略・順不同）

## 高崎税務署長感謝状



竹内 健  
相談役  
マクロ㈱



富沢 好隆  
相談役  
太陽コンクリート工業㈱



深堀 達義  
相談役  
相魚とし



高橋 幸雄  
相談役  
㈱高橋製作所



今井 健介  
相談役  
聖酒造㈱



小野 喜一  
理事  
㈱小野製作所



大野 育夫  
理事  
飛鳥工業㈱

## 高崎行政県税事務所長感謝状



横田 貞一  
会長  
平和衡機㈱



羽鳥 修司  
前理事  
相魚仲



須藤 健  
前理事  
須藤電機工業㈱



秋元 良介  
理事  
㈱A・サポート



小林 明  
理事  
㈱小林製作所



灌澤 重雄  
参事  
㈱灌澤興業

## 全法連功労者表彰

## 県法連功労者表彰



その他、事務局次長・湯浅直美が全法連功労者表彰を、職員・岡芹茂樹が高崎税務署長感謝状を戴きました。

# 令和4年度税制改正に関する提言〈抜粋〉

高崎法人会・税制委員会では会員の声を基に令和4年度向け税制改正に関する提言を取り纏めました。

この提言は、群馬県法人会連合会、全国法人会総連合を経て、全国80万社の法人会会員企業の声として取り纏められます。

なお、全文につきましては高崎法人会HPにて掲載予定でございますのでご参照ください。

## 1、はじめに

コロナ禍の経済の停滞により疲弊した中小企業の活性化と持続的な成長へ向けて

コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域間の移動と集いも阻害され、規制による経済活動は、地域経済を底支えてきた中小企業に

秩序の崩壊を招いている。特に飲食業界の供給連鎖に繋がる多くの企業にとって、思わぬ余波となり大きな打撃を受ける事となった。

偏りのある連鎖のリスクに、統廃合、再配置の動きも加速し、見直し等々もある中、地域の零細企業、中小企業は、大きな痛手となった。

合理化を進めるにしても、業務のデジタル化の遅れもあり、人手不足等々も加速し、人的資源に乏しい事もあり、対応に苦しんでいる。

地域社会にとって、新たなリスクとなってきた。また、大規模自然震災の被災で、疲弊した地域の復興は重要な課題であるが遅々として進まず、置き去りされた感があり、継続的、適切な支援と実効性のある措置を求める。

様々な個人消費も冷え込み、特に、地域に密着する中小零細企業には大きな打撃を与え、地域社会を支える中小企業の基盤に大きな毀

損を与えている。又、コロナ対策としてやむを得ない今回の緊急事態に伴う財政措置もあり、わが国の財政状況は、少子高齢化、人口減少社会が世界に先駆けて到来している状況下に加え、一段と深刻さを増している。

経営者層の老齢化も進み、技術の伝承、事業承継には、多くの困難を伴っている。家族間の相続等の課題もあり、関連法規を整理し、新たな制度を立ち上げ、事業承継の推進を図らねば、わが国の産業構造並びに地域社会を支え続けてきた担

税基盤が損なわれつつあり、やがて、崩壊の危機に曝される事になる。地域社会を支えてきた中小零細事業者にとって、持続的な成長に必要とされる働き方改革等々も頓挫し、

安定的な雇用維持もままならぬ状態であり、給与等の増額も果たせない状況下にある。事業の継続にも、毀損し

## 2、総論

### (1) 行財政改革

た地域経済もあり、今後の偏りのある景気動向のもとでは厳しく、依然として予断は許されない状態であり、地域社会を支える重要な基盤である中小企業の持続的な成長を促す施策と活性化に向けて、新たな税制支援が求められる。公平・中立かつ簡素な税制に速やかに移行し、毀損している担税基盤強化を図り、努力した人が報われる税制、真面目な納税者が評価され、尊敬される社会をつくるべきである。

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考え方もあるが、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。しかし、行政改革の取組みは極めて不十分であり、遅々として進まず、かえって肥大化しつつある。省庁

**消費税の期限内納付を忘れずに。**

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。

直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(1)(2)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(3)(4)</sup>

● 消費税には申告・納付期限<sup>(5)(1)</sup>があります。  
● 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。  
● 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。  
● 期限を過ぎると延滞税がかかります。  
● 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(1)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

● 個人事業者の方は振替納税も利用できます。  
● 申告・納付にはe-Tax<sup>(6)</sup>が利用できます。

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から25日以内、個人事業者は課税年度の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。  
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であるが、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。  
※3 地方自治体等による課税期間の異なる場合があります。  
※4 申告・納付するに当たって、納税の期日がある場合があります。  
※5 直前の課税期間の確定消費税額が5万円超の事業者は、従来の中間申告書を提出する旨の届出書<sup>(7)</sup>を提出し、申告書には、直前の中間申告書と、納付することとなります。

法人会

を果たす時であり、そのことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができるとは、以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

① 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制

② 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制

③ 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減

④ 民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。

⑤ 既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

**(2) 安定した社会保障制度の確立**

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を断行しつつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。

財源等については、広く国民で負担すべき事であるが、担税力等にも配慮すべきであり、担税基盤を損ねる事を危惧する。

先ずは、様々な施策執行においての国民の協力・支持と理解は政府が信頼に値するか否かが鍵となる。信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応え、約束を履行し、改革を断行する事につぎ。

**3、各論**

**〔法人税関係〕について**

**(1) 定期同額給与の原則の廃止**

会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならないと考える。

**(2) 法人所得課税**

産業の空洞化を防ぎ、かつ国内の雇用確保と域内の経済活性化に資するため、法人課税実行税率の更なる引き下げをできるだけ早い時期に行うこと。

**(3) 中小企業の法人税率の軽減**

大企業とは環境の異なる中小零細企業であるがゆえ、① 現行800万円の軽減税率適用所得金額を4000万円程度に引き上げ、現在15%（時限的）の軽減税率を更に一段と引き下げる。

② 最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並みの法人実効税率に引き下げる。

③ 域内の経済活性化に寄与する中小企業がより一層元氣の出る税制にすべきである。

**(4) 不良債権の損金算入**

不良債権の実態に応じ、最大99%までの損金算入を認めるべきである。

**(5) 冠婚葬祭費等**

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとつては広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に

「その他」

**(10) 消費税**

税率を上げるとは、中小零細企業者にとつて、過重な費用と事務の負担をさせることになるため一定の救済措置と支援策が必要である。

また、取引相手から、不当な仕入代金の減額、買いたたき、購入の強制等、増税分を適正に価額に転嫁できないことの無いよう、必要に応じた監視や措置が求められる。

更に、消費税制度の充実と信頼を確保していくためには、一層の課税の適正化に向けた取組みが求められる。軽減税率についても民意を反映し、事務負担増もあり、再度検討する必要がある。

**(11) 二重課税の廃止**

酒税・ガソリン税と消費税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

**(12) 個人所得税**

累進税率区分や諸控除の見直し、均等割の創設等、個人所得課税を抜本的に見直すべきである。

**(13) 年金課税の廃止**

老後の安定のための年金である。老後の生活保障を自助努力に頼る面は多いが、更に年金に課税されたのでは何の為の年金か。年金課税を速やかに廃止すべきである。

**(14) 少子化対策**

晩婚率、未婚率の高さ、及び出生率の低さが少子化の理由だが、現在行われている対策は子育て支援が中心である傾向が強いと思われる。先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚への対策が必要である。低所得者の未婚率の高さを鑑み、税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てることができる社会づくりと環境づくりが必要である。

**(15) 印紙税の廃止**

現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式や内容が変化し、電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、文書課税としての印紙税には不台

理・不公平な現象が生じている。

大企業と下請け構造となつている中小零細企業間では発注側と受注側では取引文書の取扱いにより課税に大きな偏りが生じており、公平・中立性に欠ける。

また、印紙税は、所得、資産の保有、消費のいずれにも該当せず、その点でも特異であり、時代錯誤的な税目となつており、印紙税は廃止すべきである。

**〔地方税関係〕について**

**(16) 固定資産税の見直し**

全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。

また、時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すように改めるべきである。

**(17) 事業所税**

① 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。

② 中核都市（人口30万人以上）等だけに課税され、課

応じて社会通念上必要と認められる祝金、香典等又は受領者側で益金に計上される事によつて二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

なお、800万円までの交際費の全額損金算入は、法制化を行い継続した措置となるようにすることが妥当である。

**〔事業承継関係〕について**

**(6) 相続税**

事業承継の意欲と努力した人が報われる事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者（相続人）の相続税の軽減措置を講ずること。

特に、事業に使用している土地は事業運営の根幹をなすものであり、承継する相続税の中でも大きな課税となつており、事業承継の推進を図る上で、農業相続人の特例農地並みの評価とすること。

**(7) 事業承継税制**

新たな事業承継税制が創設されたが、要件等の適用

を考慮し、更なる緩和並びに実態に即した要件への改善整備が必要であり、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

欧州主要国では相続税体系は多様なが、事業承継税制を優先させる考え方は一致している。わが国でも中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減又は免除する」本格的な事業承継税制の創設を求める。

**(8) 事業承継時の未上場株式の評価方法について**

中小企業の未上場株式の評価方法を見直すべきである。経営権の安定した承継のためにも要件を整え、「払い込み金額による評価（旧額面）」とすべきである。

**(9) 相続・贈与による取得資産の取得価格について**

相続人や贈与を受けた者が相続、贈与によつて取得した資産（土地・建物・有価証券）の取得価格は、相続税、贈与税を計算した時点の評価額とすべきである。

**〔共通番号制度〕について**

**(21) 共通番号制度**

共通番号制度は、すでに動き出しているが、その取扱い方法や取扱う人の認識により、その扱い方が全く違つたものとなつている。信頼性を確保した推進並びに執行を望む。公平で効率の良い社会保障制度の基盤として、納税や年金、医療などに関する手続きの簡素化、事務の効率化による行政コストの削減などにつなげ、行き過ぎた管理社会・管理国家にならないことを望む。国民の警戒感！からか、理解を得られていない事もあり、マイナンバーカードの取得等が進まず、低水準で推移している現状を打破すべきである。

また、公務員であるから大丈夫という間違つた感覚で取扱う場合も散見され、データ漏えいやシステムの管理等には徹底したセキュリティ対策が必要である。

令和4年度 税制改正に関する提言〈抜粋〉

## 終息しないコロナ禍で 注目される「免疫力」とは

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

外部からの病気には、自然免疫と獲得免疫で防衛

多発しているコロナ禍で、死者は別にして感染者から状況を聴いてみると、同じ職場にいたのに、かなり重症で入院した人、症状が軽く自宅待機だった人、全く無症状だった人など様々です。軽いクシャミが数回出ただけで、勉強になったと笑顔の人もいました。どうしてそんなに違うのかと不思議に思い、詳しい関係者に尋ねると、ほぼ全員が「免疫力の差」と答えます。それには高齢者であることのほか、心臓病、呼吸器疾患、糖尿病などの基礎疾患があるかどうかも要因のようでした。そこで日常的によく使われる免疫とは何かについて説明します。

人間の免疫は、元々備わっている初回攻撃が担当の「自然免疫」と、1度入ってきた病原体を再度追い払う「獲得免疫」の2種類があります。ガードマンかお巡りさんのような役割をする自然免疫は、侵入してきた病原体（抗原）に対抗して抗体を創り、白血球などのパワーを借りて最初の攻撃をします。最も強力なのは、名前を聴いたことのあると思います。リンパ球の1種のNK細胞です。NKとはナチュラルキラー、つまり「俺様は生まれつきの殺し屋だぞ」と誇示しているのです。

しかし同じ種類の抗原が再侵入してきた際は、自然免疫ではもう対処できません。病気の標的にされています。そうした外敵に対し、内部から監視して撃退を図るのが免疫で、言葉を替えると「自己防衛システム」のことなのです。

その免疫には、元々備わっている初回攻撃が担当の「自然免疫」と、1度入ってきた病原体を再度追い払う「獲得免疫」の2種類があります。ガードマンかお巡りさんのような役割をする自然免疫は、侵入してきた病原体（抗原）に対抗して抗体を創り、白血球などのパワーを借りて最初の攻撃をします。最も強力なのは、名前を聴いたことのあると思います。リンパ球の1種のNK細胞です。NKとはナチュラルキラー、つまり「俺様は生まれつきの殺し屋だぞ」と誇示しているのです。

しかし同じ種類の抗原が再侵入してきた際は、自然免疫ではもう対処できません。

ん。獲得免疫が登場し、速やかに支援の仲間たちと協働体制を築き、リンパ球の1種のB細胞、T細胞などを総出動させます。ハシカなどは1度感染すると2度とかららないのは、この2段階攻撃のおかげと言えます。

生活習慣を見直し食事の改善などでパワーアップを

免疫力は生まれつき備わったものですが、歳を重ねると風邪をひきやすくなるように低下していきま。殺し屋のNK細胞でさえ、30歳になると徐々に弱まり始めます。一般的にハイルスクとなるのは、まず加齢で免疫力が低下した高齢者、そして先述の基礎疾患による病人や、妊婦、乳幼児などが、次なる要注意者です。

一方で、免疫力は食事の内容や運動の有無などに大きく左右されることが分かっています。また現代病と言われるストレスには減法弱く、リラックスすると免疫細胞が活性化するという特性のあることも明らかになりました。

要約すると、免疫力は生活習慣の影響が非常に大きいので自分の日常生活を仔

細にチェックすれば、その強化はさほど難しくはないこととなります。ではどうするかは、「食・動・眠・浴・笑」に気を付けること。一文字でもお分かりでしょうが、順番に食事、運動、睡眠、入浴、笑い、です。

最も大事なのはバランスのとれた食事です。5大栄養素は元より、野菜をたっぷり、ヨーグルトなどの乳製品、味噌、納豆、キムチなどの発酵食品、果物もお勧めです。次に運動は毎日望ましいので過激なものには避け、ウォーキングで十分です。

さて睡眠は個人差が大きいので時間数は控えますが、免疫細胞は睡眠中に活性化することを肝に銘じ、快眠を心がけて下さい。入浴は毎日、少しぬるめのお湯に20〜30分ほど浸かり、全身を心地よく温めましょう。快眠も誘導するはずですよ。

最後の笑いは、心の健康をもたらす無料の薬です。先述のNK細胞を短時間で活性化するほか、笑えば必然的に腹式呼吸になるので全身の血行が良くなり、肌もきれいになります。江戸時代に生まれた「笑う門には福来る」の格言は今も健

在で、酒は百薬の長をもじって、「笑いは千葉の長」とも言われます。

コロナ対策も基本的には以上の心得で十分ですが、専門医によるとコロナの初期症状は風邪やインフルエンザに酷似しています。疲れなどが続いてコロナを心配する人は多いようですが、感染者でも基礎疾患がなくて普段は健康であれば、ほとんどが軽症か軽度の症状で回復します。テレビでよく放映される味覚障害、臭覚障害はほんの一部とのことでした。

もう一つ、イギリス、ブラジルなどではコロナウイルスが変異して、感染力が強いと問題視されていますが、日本での予防策はワクチン接種も始まるし、現在の三密回避、マスク着用、うがい励行で十分だそうです。2020年1月、中国・武漢市で発した新型コロナウイルスの死者は世界で9,400万人を超えました。しかし日本人の死者は4,420人と別格で少ないのは、「マスク着用が徹底しているからでは」が、海外のコメントです。



経営コンサルタント  
大井 貴信

コロナ禍の中で、収益の源泉である営業活動もままならない状況に、多くの企業が苦慮しており、直近のデータを見ても減収減益を予想している向きが多くなっています。

コロナ対応での新しい生活様式が求められたように、企業にも新たな営業様式が求められ、転換が迫られている時にあり、WEBを活用した非接触型のオンライン営業への取り組み強化を図る向きも少なくありません。

成熟化した企業社会の中で、WEBを活用した営業展開するにあたって、「自社は、誰に向かい、何を提供していくのか、同業他社に負けない強みは何があるのか」が明確でないと、相

手への訴求力は弱いものになつてしまいます。

相手に伝える力を増すためには、自社業務に精通している全社員一丸となって振り返り、深掘りして整理し、共有し、WEB等の新たなツールを通じて発信していくことこそが、この厳しい局面を打開していく上で、重要だと思えます。

今日の状況こそ違え、この難局を乗り越えていく経営のヒントを与えてくれるある経営者の取り組みがあります。

裸一貫から多額の借金を背負い、三洋電機製作所を興した井植歳男氏の洗濯機の開発・販売普及した軌跡に今、学ぶ点は少なくありません。

昭和28年8月、日本初の

噴流式洗濯機を発売。当時、輸入洗濯機は10万円を超えていましたが、徹底したコスト削減で3万円を切る価格で販売。

当時、大卒初任給が1万円に届かない時代で、主婦からは「欲しいけど、贅沢。夫に買ってとは言えない」、そして販売店からも「売れない」と厳しい反応でした。

井植氏は普段でも出張時でも、日々の洗濯に苦勞する主婦と話し込み、落ちない汚れや力を要する洗濯物の苦勞を聞き出しては、洗濯機の改良を重ねるとともに、汚れの落とし方を徹底して調べ上げ、販売の最大の強味となる洗濯マニユアルを作り上げたのです。

当時、業界最大手の東芝も開発に乗り出してくるものの、主婦の洗濯の機微にわたる悩み事に対応する技術改良を重ね、年間6万台を超える大ヒット商品に仕上げたのです。

そうした苦勞を潜り抜けた井植氏はお客様を前に、

「女性が洗濯板で洗濯すれば、卵2個分のカロリーを消費します。さらに、時間のロス、肩の凝り。お金に換算すると、280円。洗濯機なら、25円で済みます。一家の主婦が洗濯に疲れ、家事に疲れては、子どもは寂しがり、ご主人は悲しがり、家中は暗くなります。しかし、女性の家事が楽になれば、家族の喜び、楽しみが増えます。まさに、一家の大きな収入です」と説き、消費者の心を掴みました。

消費者・顧客から支持を得る上で、困りに耳を傾け、自社の持てる技術で応えて提供していく、発信していく、さらには提供する商品・サービスを購入・活用することで副次的に得られる効果を伝えることが欠かせないものだということを、井植氏からの取組みから、時空を超えて、学ばされると思いませんか。

WEB等を活用した新たな営業様式が求められている今だとしても、この伝え

る論理やプロセスは変わるものではなく、自社ができる事、求められている事、応えるべき事、といった脚下を見つめ直した取組みを発信していくことは、時代が移ろうと変わらないように思えます。

徹底した自社の深掘りでの新たな販路チャネルを開いたり、拡大へとつながる機会ともなります。事実、こうした取り組みで現下の状況にあっても売り上げを確保している企業もあります。井植氏は、「困難にあわない人生というものはありえない。もしあるとすれば、それは怠けている証拠である」という言葉を遺しています。

怠惰の誹りを受けないよう、努めて、この厳しい局面を乗り越えるために、自社の足元を見つめ、自社ができることを発信していきましよう。

【参考文献】プロジェクトX「新リーダーたちの言葉」文芸春秋

# 中小企業のDX

デジタルトランスフォーメーション

## 業務改善から小さく始める

金融コンサルタント 清田正和

### 1. はじめに

DX（デジタルトランスフォーメーション）について考えてみます。

コロナ禍によりIT化・オンライン化・デジタル化が急速に進展し、働き方や業務プロセスが大きく変容しています。

DXというシステム化のイメージが強いですが、

究極は会社の業務変革をIT化で解決しようというものです。経営層はとにかくIT化によって、経営効率を高めようとする訳ですが、IT化を取組む理由やDX推進の目的を社内共有しないと、コスト倒れとなってしまう。

私見ですが、DXを理解するためには、まずITパスポート（資格試験）位のレベルを社員全員が持つべきと考えています。試験合格しなくとも、最低限の知識は研修などで理解することはできます。

そうした前提で物事を進めれば、なぜDXが必要なのか、なぜ会社として取組むか理解できると思います。

### 2. DXの世界的潮流

さて、DXがここまで注目されてきた背景については、インターネット社会の進展を遂げた30年を振り返る必要があります。

インターネットの普及によって、それまで手間暇かけて行っていた仕事の多く

を域外に発注できるようになりました。

1993年には、マイクロソフトは初めて電子百科辞典を発売、その後、辞書などもオンライン化し、制御しきれない程の情報や知識を手に入れることが出来るようになりました。

この外、インターネットは小売り販売部門を大きく変えました。EC取引が最たるものです。

当初はFAXや電話取引であったものが、今やPCやスマホが普及してからは利便性が急拡大し、取引コストが大幅に削減されました。

例えば、1990年代後半、当初、中小企業はリクルートやホットペッパー、または楽天市場などへの掲載を通じて、自社の商品需要を満たしていききました。

次いで、2010年代にはエクセルなどで管理運用されていた「バックオフィス業務」のデジタル化が進行了しました。

ワードなどの会計・人事労務系のクラウドサービスもかなり普及しました。

最近では、小売店のレジ精算やオンライン上の物販・決済業務に代表される「フロントオフィス業務」のデジタル化が進んでいます。

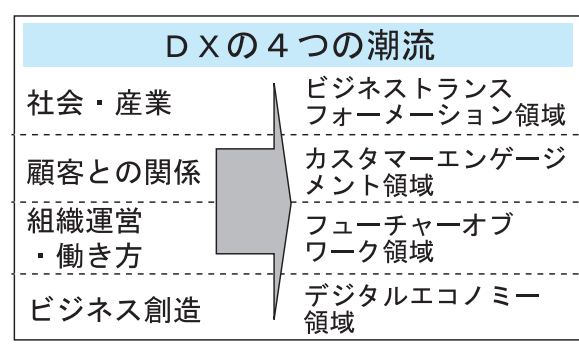
エアペイ、BASE、ショップファイなどのキャッシュレス決済端末の提供や、最近では、店舗向けキャッシュレス決済、ECサイト、自社ネット予約サイトの3つを簡易に構築可能な機能を持つ「ストアーズプラットフォーム」まで現れています。

また、動画配信ではネットフリックスなどが大量の映画を低コストで視聴できるシステムを構築するなど、インターネットは人類のコスト削減に大きく貢献してきたわけですが、更にその延長線上にDXが発生してきたのだと考えられます。

DXの提唱者であるE・ストルターマン氏は、20数年前に「人々の暮らしのほぼ全ての領域が、何らかの

デジタルフォーマットへと転換され、デジタル技術がますます影響を与えるようになる」ことを思いついたと言います。

同氏はインターネットが現れてからは、アナログ社会からデジタル社会に切り替わると予想しました。デジタル技術が暮らしを変える、あらゆるものがネットで繋がり、暮らしが便利になっていく（IoT）、DXの土壌が生まれたのです。



そして、右の図表にあるように、DXは様々な領域

で社会経済・人材・事業の中に4つの潮流として必要な時代に入ったのです。

### 3. 日本企業の状況

日本企業のDX推進状況は、日経BP総研のデジタル化実態調査では、「推進している」36.5%、「まったく推進していない」61.6%となっております。

また、DXの成果としては、「本気で取り組んでいるがまだ成果を上げていない」39.4%、「概念検証（PoC）」という位置づけである33.9%という結果であり、日本のDXは未だ課題が多く、立ち遅れが目立つと言われています。

何が問題になっているのでしょうか。

一般的には、日本企業が①旧来の企業風土を打破できないこと、②経営層のIT意識が高くないこと、③前例主義の経営体質があることの3つです。

①は現場から改善するものを拾い出すこと、②はトッ

プダウンだけで進めようとする、③は抵抗勢力がIT化を阻んでいるのが原因のようです。

経産省は、令和3年2月5日付で「地域社会のDXに向けて」を公開しました。わが国が取り組んできたDXの動きを一覧にし、わかりやすく解説しています。

興味深いのは、「巣ごもりDXステップ講座情報ナビ」にあるコンテンツには提供事業者27社の84講座が掲載されており、デジタルスキルがない人でも無料で学べるオンライン講座を紹介しています。

「2025年の崖」と言われるDX推進の課題を解決するためには、何らかの取組みをスタートさせることが我が国にとって喫緊のミッションです。

それでは一体中小企業は何かから始めたらいのでしょうか。

### 4. 仮説・検証モデルによるアイデアカ

まず、DXの実践では、

きっかけとして社内のアイデア力を高めることが求められます。

リーンスタートアップの発想です。

リーンとは、目標を仮説化し正しいかどうか現場検証していきます。

検証の結果、事業や業務として実現できるか、技術的に実現できるか判定します。判定不可能なものは、アイデアの仮説にフィードバックします。

つまり、小さな失敗を重ねてこのサイクルをムダなく回し、業務改善を繰り返して、成功に向けた活動を行います。

「仮説」↓「検証」↓「学習」というサイクルこそ、リーンの状態（ムダのない決定）です。

途中で環境の変化や障壁が出た場合には、ピボットという方向転換も取り入れます。You TubeやDropboxなどは、当初のビジネスからピボットして成功を収め成長した企業です。

### 5. 職場や会社の文化を変える

DXの目的は「何のためにやるか」「誰のためにやるか」です。

ただし、すべての業務がデジタル化する訳ではないので、アナログの部分（人にかかできない業務）と、デジタルの部分（人がやらなくてもできる業務）を分けて考えればいいのです。イノベーションは、アナログとデジタルの融合で生まれることが多くあります。つまり、新たな事業や新たな働き方を創ることがDXのゴールとなります。

最初は、小さな改善から始め、それを少しずつ高めていくには、旧来の制度・慣習を打破する意識変革が大切で、そのことが職場や会社の文化を変革させる元

になります。

先日、DXで講演した某金属加工会社の社長は、①DXについて社内で会話する、②何でもよいので何か始める、③外部に仲間を作ることを実践している、と言っていました。

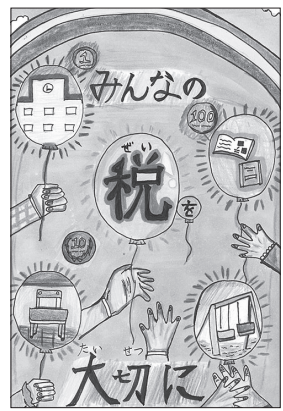
最初のきっかけは、経営者の挑戦意識と行動です。

### 6. おわりに

DX推進が企業経営を左右するとは言い切れないですが、これからの時代はデジタルスキルを持った人材の育成が重要になるでしょう。

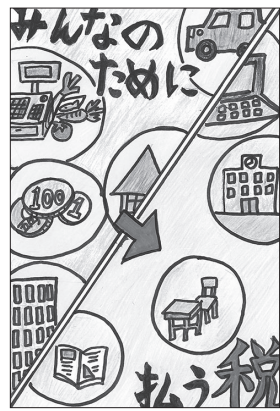
なぜなら、経営戦略がデータ分析やその活用によって精緻化されるため、デジタル技術のオペレーションが企業の命運を握ることになるからです。

アフターコロナ時代のニューノーマルに対応するためには、業務改革と自己変革が一層求められることとなりますが、もはやニーズではなく、マストになっているかもしれません。



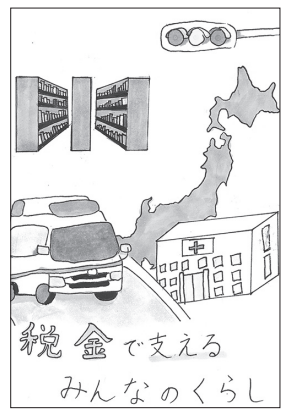
女性部会賞

浜川市立豊秋小学校  
田中志歩さん



女性部会賞

高崎市立長野小学校  
内海美桜さん



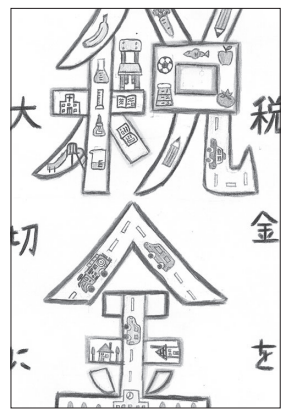
優秀賞

浜川市立橋小学校  
狩野七美さん



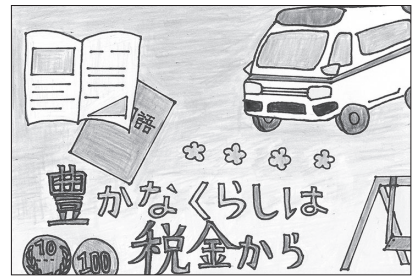
優秀賞

浜川市立伊香保小学校  
関口芽衣さん



女性部会賞

浜川市立橋小学校  
松井奏人さん



女性部会賞

高崎市立車郷小学校  
福井美咲さん



女性部会賞

高崎市立国府小学校  
橋本悠記さん

法人会女性部会

# いちごプロジェクト



## みんなで出来る夏の節電対策

### 直射日光を避けて涼しい部屋を作ろう!

涼しい部屋を作るには直射日光を防ぐことが重要です。窓にすだれを掛けたりグリーンカーテンを作って日陰を作ると、見た目も涼しげで素敵なインテリアになります。断熱フィルムや遮光カーテンを利用しても効果があります。

ピー玉やおはじきを入れた金魚鉢を飾ったり、昔ながらの風鈴や水につけて使う和紙の水うちわなど、目や耳で涼しさを楽しむのもオススメです。

### 風の通り道を作ろう!

同じ温度でも風があると人は涼しく感じます。エアコンと扇風機と一緒に使って体感温度を下げましょう。冷たい空気は下へ溜まりやすくなるので、扇風機をエアコンと向かい合わせて置き、頭を上に向けてと効果的です。

また、帰宅したらまず窓やドアを2カ所以上開けて風の通り道を作り、こもった熱気を外に出してからエアコンを使うと、より冷気が循環しやすくなります。

今年の夏も、感染症拡大防止のため、こまめに窓を開けて部屋の換気を行うようにしましょう。

### 「いちごプロジェクト」とは?

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

## 基本となる9のメニュー

- ①室温 28℃を心がける。
- ②「すだれ」や「よしず」などで窓からの日差しを和らげる。
- ③無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。
- ④日中は不要な照明を消す。
- ⑤テレビは省エネモードにするとともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。
- ⑥炊飯器は朝にタイマーで1日分まとめて炊いて、冷蔵庫等に保存する。
- ⑦冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。
- ⑧温水洗浄便座の温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。上記の機能がなければ、使わない時はコンセントからプラグを抜く。
- ⑨リモコンではなく、本体の電源を切り、待機電力を減らす。

# 第12回 税に関する絵はがきコンクール

令和2年度 卒業生の作品



このコンクールは法人会の租税教育活動の一環として、高崎税務署管内の小学6年生を対象に行われ、応募総数2,218点の中から、52点が入賞しました。そのうち、最優秀賞他13点を裏表紙に、優秀賞10点、女性部会賞5点をこの項にてご紹介いたします。

入賞作品は2～4月の確定申告期間中に確定申告会場前にて展示を行いました。



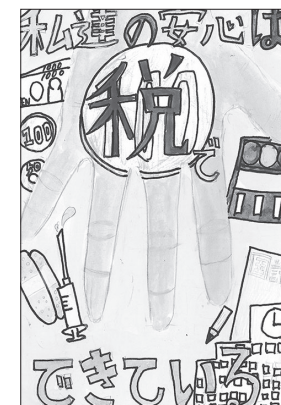
優秀賞

安中市立安中中学校  
坂田綾女さん



優秀賞

浜川市立浜川北小学校  
飯野歩乃さん



優秀賞

高崎市立岩鼻小学校  
市村結羽さん



優秀賞

高崎市立城東小学校  
小林奏絵さん



優秀賞

吉岡町立明治小学校  
佐々木梨李さん



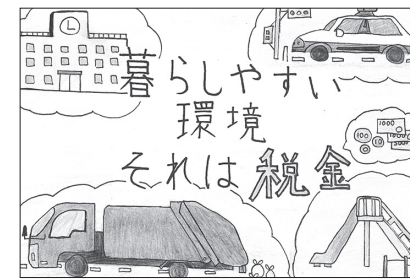
優秀賞

高崎市立中居小学校  
浦辺一花さん



優秀賞

高崎市立新町第一小学校  
後藤彩慧さん



優秀賞

高崎市立久留馬小学校  
島方モカさん

女性部会

令和三年度 定時総会を開催

岩井部会長を再任

女性部会は、六月二十一日(月)、高崎市総合福祉センターにおいて、会員三十一名が参加し定時総会を開催しました。

次の議案及び報告事項が承認、報告されました。

○報告第一号

令和二年度事業報告

○議案第一号

令和二年度収支決算承認の件

○報告第二号

令和三年度事業計画及び収支予算

○議案第二号

任期満了に伴う役員改選の件

役員改選では、再任・新任を含め四十四名の理事と三名の監事の就任が承認可決され、理事の互選により正副部会長が選任されました。

部会長

岩井加代子氏(高崎・再任)

副部会長

岡田美智子氏(高崎・再任) 佐藤貴江氏(高崎・再任) 陳美穂氏(高崎・新任)



挨拶する岩井部会長

坂田夕工子氏(渋川・再任) 石子恵氏(安中・新任) 堀越弘子氏(吉井・新任) 新体制になった令和三年度も、絵はがきコンクールの事業を柱に関係各所の指導、ご協力を賜りながら活動してまいります。 今回の総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為に、縮小して女性部会員のみのみで開催いたしました。 来年は、コロナが収束して、ご来賓の皆様ともお顔を合わせ、交流をはかりたいと願っております。

青年部会

令和三年度 定時総会

新部会長に横田裕正氏を選任

青年部会(北形信也部会長)は、六月九日(水)、高崎市総合福祉センターにおいて令和三年度定時総会を開催しました。

総会は新型コロナウイルスの感染拡大防止を鑑み、部会員のみのみで行われ、204名が出席(うち委任出席169名)し、次の議案が原案どおり承認可決された。

○議案第一号 令和二年度収支決算承認の件

○議案第二号 任期満了に伴う役員改選の件

任期満了に伴う役員改選では、再任・新任を含め四十四名の理事と三名の監事の就任が承認可決され、部会



横田新部会長

新任役員は理事に清水一希氏(高崎)、高橋達樹氏(高崎)、竹内歳雄氏(高崎)、城代憲一氏(吉井)、堀越涼介氏(吉井)、赤尾和彦氏(渋川)、森田耕司氏(伊香保)、石田洋二郎氏(群馬)、塚越哲氏(箕郷)、石子英樹氏(吉岡)、高橋琢氏(税理士会)、監事に前島正樹氏(安中)が就任しました。



長に横田裕正氏(高崎)、副部会長に遠藤直行氏(高崎)、関口征治(渋川)、川原田和広氏(安中)、清水茂樹氏(榛東)の五名を選任しました。

渋川

あじさい祭り

渋川市街地より西へ約2キロ。平沢川と小野池をつなぐように位置する小野池あじさい公園は、県内でも有数のあじさいの名所として知られています。例年6月中旬から7月下旬頃に見頃を迎え、ホンアジサイ、ガクアジサイ、アナベルなど約20種、8000株にも及ぶあじさいが咲き誇り、園内も訪れる人で賑わいを見せます。

あじさいの開花時期には、あじさい祭りとして、各種イベントが開催されます。期間中の夜間は、あじさいのライトアップが行われ、



昼間とは違った暗闇に浮かぶ幻想的なあじさいを鑑賞することができます。

他にも、あじさいの管理講習会が開催され、剪定や挿し木の方法など、管理の仕方を実際に花に触れながら学ぶことができます。また、期間中に撮影されたあじさいの写真、俳句や短歌、書などを募集した展示会が市役所の市民ホールで開催されます。

新型コロナウイルスの影響により、各種行事は中止になる可能性もございますが、園内は自由に散策することができ、マスク等ウイルス対策を十分した上でお越し下さい。

倉淵

牧野酒造株式会社 受賞感の技術と誇りを背負い、記念酒造りへの挑戦で新たな歴史を刻む

この度、第91回関東信越国税局酒類鑑評会・純米酒の部におきまして、牧野酒造の代表銘柄である「大盃」が、最優秀賞を受賞いたしました。「大盃」は蔵の象徴ともいえる銘柄です。

また、県内最古の蔵元と言われ、元禄3年(1690年)の創業以来、のれんを守り続け、創業330周年を迎えることができました。そこで、「記念として自社最高品質の日本酒を新たに造りたい」という若き18代目の強い思いから、蔵の威信をかけ、今まで造ってこなかった生酛(きもと)造りによる純米大吟醸酒の記念酒造りに取り組むことになりました。この記念酒には、創業者に敬意を表して初代の名前である「牧野長兵衛」と名付けました。

華やかな香りとお米の甘さは心地よく、シャキッとした酸味もあり、生酛らしい力強さがあります。この記

念酒には、長い歴史を支えてくださった皆様への感謝、そして、これからも挑戦し続ける蔵の決意を込めました。飲むほどに330年という悠久の時の流れを感じていただけたら幸いです。



令和2年11月第91回関東信越国税局酒類鑑評会・純米酒の部 最優秀賞受賞蔵 首席第一位 「330周年記念酒」発売

Aflac アフラックサービスショップ IDA LIFE 株式会社 井田ライフ保険 井田総合ビジネスは井田ライフ保険として生まれ変わりました。 https://www.idalife.co.jp

HAKODA GROUP OFFICE 箱田税務会計事務所 有限会社 八コダ先見経営 MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理 群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL:http://www.hakoda-group.com/



伊香保

有限会社 齋藤



代表取締役  
久本 武士

一、所在地  
 渋川市伊香保町伊香保八  
 丁目二七九一七二二二二五  
 URL: <http://office-fairy.com/>



二、事業概要・会社PR  
 明治30年創業以来、伊香保を拠点として記念写真撮影を主に、各種イベント及び料理撮影等の写真映像全般に携わる。また最近ではドローンを使ったプロモーションビデオ制作や防災・インフラ点検等も行う。(国土交通省航空局許可承認済)

※撮影事例  
 日本武道館・江戸川河川・ホテル旅館・リゾート・ホーム調査・フェスティバル等

三、商品PR  
 伊香保温泉石段街にある店舗では、ガラス工芸品や珍しい岩塩等の販売のほかに、自社オリジナル商品として首・肩・腰・膝などのつらい痛みを瞬時に軽減するシールを販売。



吉岡

有限会社 アカギ印刷



代表取締役  
須田 珠雄

一、所在地  
 北群馬郡吉岡町下野田一〇七五  
 丁目二七九一五四一六六八九



二、事業概要・会社PR  
 当社は、昭和51年に法人となり地域密着型印刷業として事業を行っております。

チラシ、ポスター、封筒、複写伝票、パンフレット、名刺、カタログ、広報紙、はがき等、印刷全般承ります。特に納品書、領収書、請求書



三、経営理念  
 設立から現在までの間、印刷技術がアナログからデジタルへと大きく転換していきました。そんな流れの中、新旧方式を問わずに対応できるよう努力して参りました。これからもアナログ時代からの経験を活かし、お客様に心から満足いただける印刷物をお届けして参ります。

北橋

有限会社 群馬メモリーレコーディング

代表取締役  
小林 清

一、所在地  
 渋川市渋川一六九七一八  
 丁目二七九一二四一四九五七

二、事業概要・会社PR  
 当社は昭和五十年に創業、レコード製作・音響機器販売、工事・イベント仮設音響設備機器レンタル経営等を行い昭和五十三年に会社設立、仮設舞台・照明・音響・芸能出演者等、催事総合舞台制作を目指し現在に至っています。

三、経営理念  
 人と人との繋がり、コミュニケーションを大切にし、社員一人ひとりの技術の向上を図り地域の音楽文化向上に努め豊かさを創造する企業づくりをめざします。



△聖火リレー式典会場 設計・施工

新会員・部会員紹介

青年-高崎	子持	高崎	高崎
① (株)macolab ② 井川 誠 ③ 高崎市南大類町 ④ HP製作、デザイン制作、映像制作、PCメンテナンス	① (株)悠テック ② 樋口 富雄 ③ 渋川市北牧 ④ 一般土木	① (株)macolab ② 井川 誠 ③ 高崎市南大類町 ④ HP製作、デザイン制作、映像制作、PCメンテナンス	① (同)クリエイティブ・クラフト ② 柳岡 伊代 ③ 高崎市矢中町 ④ 経営コンサルタント
青年-松井田	女性-高崎	箕郷	高崎
① (株)子工 ② 石井 洋平 ③ 安中市松井田町 ④ 小売・卸売業	① 外所工業(株) ② 外處 雪江 ③ 高崎市沖町 ④ 建設業	① (株)プロアーキ ② 大根原章友 ③ 高崎市大橋町 ④ 建設業	① 栗山電気 ② 栗山 大策 ③ 高崎市菊地町 ④ 電気工事
青年-倉洲	女性-渋川	榛東	高崎
① (有)原田運送店 ② 原田 康光 ③ 高崎市倉洲町 ④ 運送業	① (株)ホリグチ ② 堀口 直子 ③ 渋川市半田 ④ 卸売業	① (株)真創建 ② 鈴木 真大 ③ 北群馬郡榛東村新井 ④ 建設業	① (株)清水 ② 田玉 征子 ③ 高崎市石原町 ④ 不動産管理

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局  
 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576

ご入会をご希望の方は法人会事務局までお問い合わせください。



法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国約80万社の、会員組織です。



一般社団法人高崎法人会 事務局  
 TEL: 027-363-4526  
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

さあ、保険の新たな元へ。  
T&D 保険グループ

安心できると、  
新しい未来が見えてくる。

37万社の中小企業を支える責任。



DAIDO 大同生命 群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F) TEL 027-223-5260



# 70歳雇用時代に必要な

## 世代間「雑談力」

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

### 働く年齢を

#### 自分で決める時代に

70歳までの就業機会の確保を努力義務として企業に課す改正高年齢者雇用安定法が、この4月から施行されている。これまでの65歳までの希望者全員雇用により、柔軟な勤務形態の導入などのノウハウの積み重ねから70歳まで働くことを現実的と考える人事担当者も多く、まさに働く年齢を自分で決める時代になってきた。働く理由は、経済的理由から社会とのつながり、生きがい、社会貢献へと変化するように、では、企業側としてはどういう高齢者に働きつけてもらいた

### ヒューマンスキルに

#### 応用できる「雑談力」

ところが、企業はこういう人柄能力を養うヒューマンスキル教育を能力開発として実施してこなかった。定年直前の退職準備教育で取り上げているが、そのときにはすでに遅いのである。短期間で成果が出ない

ということが実施しない理由だが、最近、明治大学の斎藤孝教授が、ゼミの学生全員に30秒の雑談対決を実施しているという話を聞いてハツとした。これがヒューマンスキル教育に応用できるのではないかと考えたからである。管理職と社員、若者と高齢者、男性社員と女性社員等といった組み合わせで短い時間を活用して雑談したらどうか。社員同士のコミュニケーション能力も上がり、仕事上の問題についても自由に話し合える風土が形成できる。

ある農機具メーカーでは、若い社員に高齢者の職場改善を任せ、両者がよく話し合った結果、高齢者は楽に働ける職場を得、若い社員は熟練者の技を吸収するという成果を得た。また、千葉県にある輸入衣料品などの検品・補修を行っているH社は、年齢に関係なく働ける生涯雇用企業だが、この職場では、ラインごと

に1日1回「ザックバランミーティング」という雑談時間を設けている。テーマはなんでもよく、生活のことから仕事のやり方まで話し合われて解決していく。

### こんなテーマで

#### 雑談してみても

雑談のテーマはなんでもよいが、働き方については多くなることは当然だろう。今のコロナ禍のなかで、働き方をどう変えれば働きたいを持てるのか、効率のよい作業と面白くできる作業を結び付けられないか、ラインで一つの工程を担当するより、一人で多くの工程を担当したほうが働きたいがあるのではないか、など。いつまでも働ける職場は、多様な世代の共生社会だ。世代間の風通しの良い組織が求められる。



# 中小企業こそ

## オンライン採用活かせ

日刊工業新聞社 岡田 直樹

2022年3月卒業予定の大学・大学院生などを対象にした企業の採用活動が本格化している。昨年は新型コロナウイルス感染症防止のため、ウェブ面接による採用が一気に広まった。中小企業にとっては応募地域の広域化や経費削減などメリットも多い。コロナ禍が長期化する中で、対面とウェブの面接を組み合わせた『ハイブリッド型』が新常态として定着しそうだ。知名度では大企業にかなわない中小企業こそ、オンライン採用を上手に活用したい。

採用コンサルティングのMyRefer(東京都中央区)が就活生に実施したアンケート(調査時期20年7月)によると、複数の内定を持つ学生のうち約57%

が、最終的に内定先を「1社に絞る時期」は内定式後と回答している。例年は内定式前に9割が1社に絞る。行動が慎重になった理由は、「どの内定先が自分にあっているか決め手に欠ける」(約48%)が最も多かった。企業側も「本当に優秀な学生を取りこぼしてないか」など不安は尽きなかったようだ。

一方で、ウェブ面接のメリットをあげる企業も少なくない。都内で試験機器を製造する中小企業は「従来は首都圏の学生しか応募してこなかった。会社説明会や面接をウェブにしたら地方の学生も受けてくれるようになった」と好感する。採用経費が前年より4割削減になったIT系の中小企業もある。ウェブ主体の採用

は学生の交通費や宿泊費といった会社負担が少なくて済む。オンライン採用で実績をあげている中小企業はインターシップに工夫を凝らす。学生は会社説明会の焼き直しのようなインターシップには魅力を感じない。都内のIT系企業は、志望者に「会社の〇年後」をテーマにしたオンライン演劇をグループ単位で実施した。学生は準備段階で経営課題も含めた情報を提供してもらえらるため、企業への理解や愛着を深めることができる。

会社説明会と一次・二次面接はウェブを利用し、最終面接のみ対面で行った中小企業のトップは「ウェブ面接だけでは職場のイメージが湧きにくい。採用は肌感覚の情報共有が大事」とみる。このため学生が自分の希望する職場かどうか感触をつかめるよう、社員とのフリートークを行った。また社員が知人や友人を紹介するリファラル採用を導入する企業が増えている。ウェブ面接での情報不足や

合同説明会が開催されないことによる「出会いの場」の減少を補っている。

国連の持続可能な開発目標(SDGs)への関心が高まる中、学生は就職先を選ぶ基準として企業の社会貢献度や働きがいを重視する傾向にある。「社会課題の解決に役立つ仕事をした」「SDGsに配慮する企業でなければ生き残れない」との考えからだ。環境に配慮したモノづくりや再生可能エネルギーの利用、自然保護活動、事業継続計画(BCP)、健康経営などの取り組みを積極的に発信できるようにしたい。

中小企業にとってオンライン採用は諸刃の剣でもある。『ハイブリッド型』が定着すれば、インターシップなどでは創意工夫が試されよう。学生から深い共感や十分な理解が得られない企業は、内定辞退や早期離職が多発しかねない。中小企業は個性あふれる手法で学生を魅了し、優秀な人材の確保に努めてほしい。

「生きる」を創る。

**Aflac**

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

アフラックは、1983年より「法人会福利厚生制度」を受託しています。あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11  
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!

法人会のビジネスガード *Series*

**Business Guard**

AIG損害保険株式会社 群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る医療補償  
業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の上乗せ補償  
ハイパー任意労災  
業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

# 税理士会

## 事業再構築補助金

関東信越税理士会  
高崎支部 税理士 高橋 広幸

第3次補正予算で、「事業再構築促進事業」として一定の要件を満たした中小企業が、新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編などに取り組み場合に受けられる補助金として1兆1485億円が計上されました。

要件  
①2010年10月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1〜3月)の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。  
②自社の強みや経営資源を活かしつつ、経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関等と策定し、一体となって事業再構築に取り組みこと。

	補助金額	補助率
中小企業(通常枠)	100万円以上 6,000万円以下	2/3
中小企業(卒業枠) 【400社限定】	6,000万円超 1億円以下	2/3
中堅企業(通常枠)	100万円以上 8,000万円以下	1/2 (4,000万円超は1/3)
中堅企業 (グローバルV字回復枠) 【100社限定】	8,000万円超 1億円以下	1/2

③補助事業終了後3〜5年で付加価値額の年平均3・0%(一部5・0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値の年平均3・0%(一部5・0%)以上増加を達成すること。

※1事業計画期間内に、組織再編、新規設備投資、グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠  
※2以下の要件を全て満たす中堅企業向け特別枠  
①直前6ヶ月のうち3ヶ月の合計売上高がコロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業  
②補助事業終了後3〜5年で、付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額の年率5%以上増加を達成すること  
③グローバル展開を果たす事業であること。

【注】中小企業、中堅企業  
①中小企業(中小企業企業基本と同じ)  
②中堅企業  
中小企業の範囲に入らな

製造業その他  
資本金3億円以下の会社  
又は従業員数300人以下の会社及び個人  
卸売業  
資本金1億円以下の会社  
又は従業員数100人以下の会社及び個人  
小売業  
資本金5千万円以下の会社及び従業員数50人以下の会社及び個人  
サービス業  
資本金5千万円以下の会社又は従業員数100人以下の会社及び個人

い会社のうち、資本金10億円未満の会社(調整中)  
補助対象となる費用  
事業再構築補助金は、基本的には設備投資を支援するものですが、補助対象経費例として次の費用が挙げられています。

【主要経費】  
建物撤去費、設備等撤去費、建物改修・リフォーム費、建物費、機器・設備費、システム購入費  
【関連経費】  
リース費、外注費(加工・設計等)、研修費(教育訓練費等)、専門家経費、技術導入費、知的財産権等関連経費、運搬費、クラウドサービス利用費、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)

第1回公募(4月)、第2回公募(7月)には終わりましたが、令和3年度中にはあと3回実施する予定です。是非この機会に事業のあり方を考えてみるのもよろしいのではないのでしょうか。

# シリーズ 経営 話

## 「法人における生命保険の役割」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 福田 典宏



令和元年7月に法人における定期保険に関する税制改正が行われました。これにより従来は1/2損金で経理できた支払保険料が、令和元年7月8日以降の契約については解約返戻率に応じて損金計上額を計算することに改められました。これにより、例えば返戻率が85%以上の定期保険について保険期間開始から10年間は1/2割程度の損金計上額となり、実質的に定期保険を活用した節税スキームが封じられたこととなります。

過去にも、増定期保険やがん保険など保険会社が開発した保険商品を後追いでする形で税務の取り扱いが改正されてきた歴史があります。これらは保険商品が『損金』という性質にウエイトが置かれていたために行われた改正であり、令和元年の改正によって改めて企業における生命保険の損金以外の役割を見直す必要性が再認識されたのではないかと思います。

1. 生命保険の機能  
生命保険には、大きく分けて保障の機能と貯蓄の機能が挙げられます。  
保障の機能は役員や従業員の死亡や高度障害となるリスクを保険金という形で担保することで、貯蓄の機能は解約返戻金や配当金などにより企業の資産を運用することを意味します。  
保障としての活用例は、病気や事故などで経営者が急に死亡した場合に、金融機関から受けている融資の返済が困難とならないように備えることや、中小企業は経営者本人の信用や能力への依存率が高いことが多いため、後継者が育つまでの事業資金を確保するためなどの役割が挙げられます。

2. 生命保険の選び方  
一般的には貯蓄性を有する生命保険の保険料は、貯蓄性のないいわゆる掛け捨ての保険料に比べて高額になります。従って、保障としての機能を重視する場合で資金に余裕がないときは、低いコストで死亡リスクに備えられる掛け捨ての生命保険の活用が効率的です。具体的には、解約返戻金のない定期保険、減定期保険、収入保障保険などが挙げられ、これらの保険料は全額損金参入されるものが多いのが特徴です。  
また、貯蓄としての機能を重視する場合には、満期・解約時に多くの資金が戻ってくる返戻率の高い保険を検討する必要があります。具体的には、養老保険、終身保険、長期平準定期保険、増定期保険などが挙げられます。これらの保険料は大部分が損金算入されないものが多いので、余裕を持った資金繰りが必要となってきます。

## インボイスってナニ？

➢ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



### ● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書 (現行)> ~令和5年9月

請求書	
〇〇株式会社	株式会社
●年●月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

- 【記載事項】
- ①請求書発行事業者の氏名又は名称
  - ②取引年月日
  - ③取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
  - ④税率ごとに区分して合計した対価の額
  - ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	
〇〇株式会社	株式会社(T1234...)
●年●月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
10%対象 22,000円	内税 2,000円
8%対象 21,600円	内税 1,600円
※は軽減税率対象	

- 【記載事項】  
区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ①登録番号  
《課税事業者のみ登録可》
  - ②適用税率
  - ③税率ごとに区分した消費税額等

## 「インボイス制度」ってナニ？

➢ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

➢ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



## e-Tax に関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問 (Q & A) などをお知らせしています。

## インボイス制度に関するお問合せ先

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



事業者の方へ

消費税

インボイス制度

# 令和3年10月1日から

# 登録申請書 受付開始！

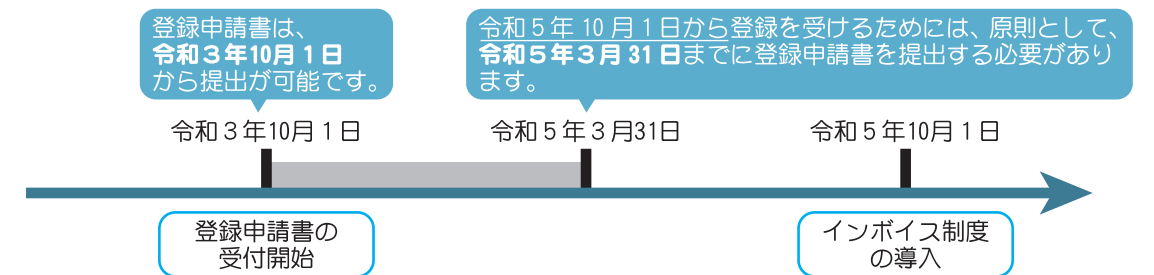


令和5年10月1日から

「**適格請求書等保存方式 (インボイス制度)**」が導入されます。  
**適格請求書発行事業者 (登録事業者) のみが適格請求書 (インボイス) を交付することができます。**



## 制度導入までのスケジュール



登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書 (登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字 (新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax** をご利用  
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

↳インボイス制度については次ページをご覧ください。

# 表紙説明



## 安中の磯部築

「磯部築（いそべやな）」は磯部温泉内にあり、旅情を感じながら鮎料理を味わえる人気のスポットです。

提供される鮎は、隣の生け簀で泳いでいるものをそのまま使用するので鮮度抜群です。安中にお越しの際は是非お立ち寄りください。

期 間：2021年6月26日～8月31日  
営業時間：平日 11:00～17:00  
                  休日 11:00～18:00

住 所：群馬県安中市磯部1丁目12-34  
電話番号：027-385-6959

## 法人会 消費税期限内納付 推進運動

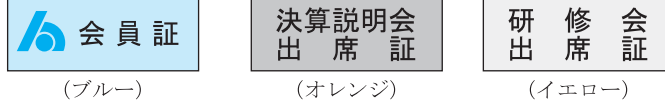
高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



### 法人だより第181号

令和3年7月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)  
(発行所)一般社団法人 高崎法人会  
〒370-0006  
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号  
TEL:027(363)4526 FAX:027(363)4576  
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com  
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/  
(企画・編集)広報委員会:委員長 羽鳥 武久  
(編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

## 法人会会員証シール 研修会出席証シール のご案内



高崎法人会は税務署の協力団体として、適正な申告・納税に向け、各種活動を行っております。  
このシールは、法人会の会員の証明及び、会員企業が税務説明会・研修事業に出席した証明となるものです。  
このことにより、会員企業の地位向上を目指します。

今年度の会員証シールは前月号(4月号)に同封いたしました。

### 《書類を提出し申告される皆様へ》

- ◆法人会会員証シール
  - ◆研修会出席証シール
- 左下の小さなシールを「法人税確定申告書(別表1)」の青い用紙1枚目に貼付してご利用ください。  
※研修会出席証シールには「決算説明会出席証」と「研修会出席証」があります。

### 《イータックスで申告される皆様へ》 「シール貼付はがき」について

税務署提出用の各種シール貼付はがきは、別途郵送させていただきますので、ご利用いただければ幸いです。

令和3年度年会費について

《シール貼付はがき》  
切取ってご利用ください

ご不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。  
一般社団法人高崎法人会事務局  
電話 027-363-4526

## 自動振替で会費を納入 頂いている皆様へ

### 振替日変更のお知らせ

平成27年度から振替日が変更となっております。

旧) 7月15日

新) 7月22日

※土日祝日の場合は翌営業日  
本年度は7月26日です。

# ネットで便利に 納税証明書

令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完結できるようになります。  
お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

## ①インターネットで請求(来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求データを作成します。  
「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

- ※ 送信及び e-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
- ※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

## ②PDFファイルで受取



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何  
度でもお使いいただけます。

## ③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書(PDF)ファイルは、自宅やオフィスのプリンターから印刷できます。  
また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます。(印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

電子納税証明書(PDFファイル)は、何  
枚でも印刷してお使いいただけます。

(注) 電子納税証明書(PDFファイル)の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。

e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



e-Tax 検索

# 法人だより



磯部 築 (安中地区会) 表紙説明はP.26

(一社) 高崎法人会  
令和4年度 税制改正要望意見書

中小企業こそオンライン採用活かせ

コロナ禍を生き抜く経営ヒント

第12回税に関する絵はがきコンクール  
優秀作品紹介

高崎税務署管内 税務協力団体

一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会  
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉淵地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会

令和3年7月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行) No.181

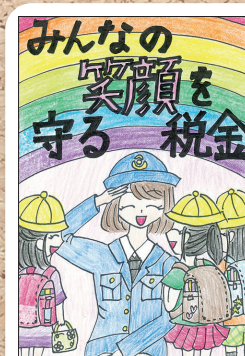
## 第12回 税に関する 絵はがきコンクール

令和2年度 卒業生の作品



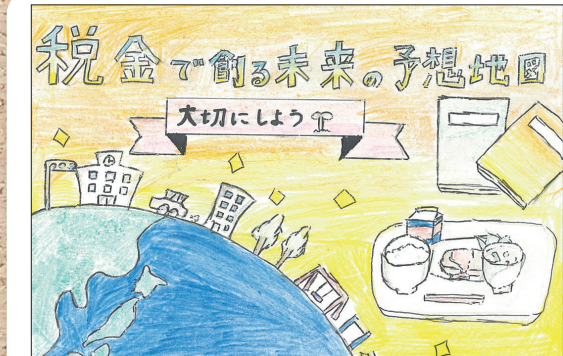
霞 亜弥 さん

【関東信越税理士会 高崎支部長賞】  
渋川市立渋川西小学校



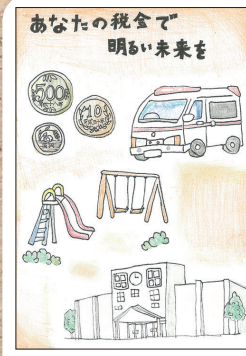
今村 彩愛 さん

【高崎税務署長賞】  
高崎市立佐野小学校



野口 真麻 さん

【最優秀賞】  
榛東村立南小学校



桜井 碧泉 さん

【榛東村長賞】  
榛東村立南小学校



新井 美羽 さん

【安中市長賞】  
安中市立原市小学校



浅田 稀良 さん

【渋川市長賞】  
渋川市立豊秋小学校



矢島可南恵 さん

【高崎市長賞】  
高崎市立北部小学校



大島 未桜 さん

【上毛新聞社賞】  
渋川市立古巻小学校



河野 栞 さん

【高崎市議会議員賞】  
高崎市立倉賀野小学校



飯塚 桃花 さん

【吉岡町長賞】  
吉岡町立駒寄小学校



大竹 諒 さん

【高崎法人会青年部会長賞】  
高崎市立南陽台小学校



大淵 杏 さん

【高崎法人会女性部会長賞】  
渋川市立橋北小学校



金井 知優 さん

【高崎法人会長賞】  
高崎市立西小学校

※優秀賞はP13~14に掲載しています。